

## 役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名 特定非営利活動法人かわさきし

1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者<sup>(注1)</sup>（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1) 「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
  - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

(1) 役員等に対する報酬又は給与の支給 ((2) に係る部分を除く)

氏名	職名	法人との 関係(注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
川崎 一郎	理事長	役員	報酬	令和4.4.1～ 令和5.6.30	1,200,000円
横浜 太郎	理事	役員	給与	令和4.4.1～ 令和6.6.30	2,000,000円
					円
					円
			給与を毎月支払っている場合は、実績判定期間から申出書		
			提出日までに支給したものを受けたことを含め、直近の期間まで記載		
					円
					円

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

(2) 給与を得た職員の総数及び総額

雇用契約を結んだパート・アルバイト  
も含めた実人数を記載

集計期間	令和4年4月1日～令和6年6月30日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
3人	8,100,000円

(注意事項)

- ・「役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）」は、条例第11条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
  - ・更新申出にあたっては、規則第18条第2項に規定する「役員報酬規程等提出書」の添付書類として提出した書類に記載した事項から変更がない場合には、改めて記載する必要はありません。